

神戸市外国語大学学位規則

2023年4月1日

規則第94号

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、神戸市外国語大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関する必要な事項を定める。

第1章 学士の学位の授与

(授与の要件)

第2条 学士の学位は、神戸市外国語大学学則（2007年4月学則第1号）第46条の定める卒業認定要件を満たした者に授与するものとする。

(授与の決定)

第3条 学長は、前条の要件を満たした者に対して、教授会の議を経て、学士の学位の授与を決定する。

(学位の授与)

第4条 学長は、別紙様式1及び別紙様式2による学位記を授与する。

(種類)

第5条 本学において授与する学士の学位について、付記する専攻分野の名称は別表1のとおりとする。

第2章 修士の学位の授与

(授与の要件)

第6条 修士の学位は、神戸市外国語大学大学院学則（2007年4月学則第2号。以下「大学院学則」という。）第25条第1項及び第3項に定める修士課程の修了必要要件を満たした者に授与するものとする。

(修士論文の提出資格)

第7条 英語教育学専攻を除く専攻の修士論文又は課題研究（以下「修士論文等」という。）を提出できる者は、修士課程に1年以上在学し、所定の授業科目について、20単位以上を取得した者とする。

2 英語教育学専攻の修士論文等を提出できる者は、当該課程に1年以上（長期履修生については、2年以上又は3年以上）在学し、「英語教育学特別研究」を除く必修科目18単位のうち14単位以上を取得した者とする。ただし、入学時に執筆の許可を得た者は、その限りではない。

(修士論文等題目の届出及び論文等の提出期日)

第8条 修士論文等を提出しようとする者は、論文題目を指導教員の承認を得て指定の期日までに学長に届け出なければならない。

2 修士論文等は、指定の期日までに学長に提出しなければならない。

(修士論文等)

第9条 提出が求められる修士論文等は、1編、1通とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 提出が求められる修士論文等は、英語学専攻、ロシア語学専攻、中国語学専攻、イスパニア語学専攻及び英語教育学専攻にあつてはそれぞれ専攻する言語、日本アジア言語文化専攻及び国際関係学専攻にあつては日本語又は英語により作成するものとする。ただし、指導教員が作成する言語を指定する場合には、それによるものとする。

3 提出が求められる修士論文等には、日本語による論文要旨を添付するものとする。

4 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることができる。

(修士論文等の審査)

第10条 学長は、修士論文等を受理したときは、研究科担当教員のうちから選定した3名以上の審査委員（指導教員を含む）に、審査を行わせるものとする。ただし、学長が必要と認めた場合に限り、研究科担当以外の本学の教員又は他大学（研究所等を含む）の教員等に審査の協力を得ることができる。

2 前項の審査委員の選定は、第8条第1項の規定による論文題目の届出がなされた時点で行うことができる。

3 審査委員は必要があると認めたときは、口述試問を行うことができる。

(最終試験)

第11条 大学院学則第25条第1項に定める最終試験は、修士論文等を中心とし、これに関連する事項について、筆記又は口述により行う。

2 最終試験は、前条の審査委員に関連科目の教員を加えて行う。

(審査期間)

第12条 修士論文等の審査及び最終試験は、在学期間内に終了するものとする。

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、修士論文等の審査及び最終試験を終了したときは、すみやかにその結果をまとめ、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(授与の決定)

第14条 学長は、前条の報告に基づき、研究科会議の議を経て、修士の学位の授与を決定する。

(学位の授与)

第15条 学長は、前条の決定に基づき、論文コース合格者には別紙様式3及び別紙様式4、課題研究コース合格者には別紙様式5及び別紙様式6による学位記を授与する。

(種類)

第16条 本学において授与する修士の学位について、付記する専攻分野の名称は別表2のとおりとする。

第3章 博士の学位の授与

(授与の要件)

第17条 博士課程を修了しようとするときは、別紙様式11により学位論文の審査申請をしなければならない。博士の学位は、大学院学則第25条第4項に定める博士課程の修了必要要件を満たした者に授与するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、博士課程を経ない者で、本学に博士の学位の授与を別紙様式12により申請し、博士論文を提出してその審査及び本学所定の試験（以下「認定試験」という。）に合格した者には、博士の学位を授与することができる。

（博士論文の提出資格）

第18条 大学院学則第25条第4項の博士論文を提出できる者は、博士課程に2年以上在学し、必要な研究指導を受けた者で、学長から論文執筆の許可を得た者とする。

- 2 前条第2項の博士論文を提出しようとする者は、事前に本学博士課程研究指導教員の了承を得なければならない。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

（博士論文）

第19条 博士論文は、本学所定の申請書及び論文要旨等を添えて、指定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 2 博士論文は、1編、4通とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 3 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることができる。
- 4 博士の学位の授与を申請する者は、前2項に定めるもののほか、所定の博士論文審査手数料（以下「審査手数料」という。）を納付するものとする。
- 5 提出された博士論文、参考論文及び関係資料並びに納付された審査手数料は還付しない。

（博士論文の審査）

第20条 学長は、博士論文を受理したときは、本学の教員（研究科担当以外の教員を含む）及び他大学（研究所等を含む）の教員等のうちから選定した、4名以上の審査委員（指導教員を含む）に審査を行わせるものとする。

- 2 審査委員は必要があると認めるときは、口述試問を行うことができる。

（最終試験）

第21条 大学院学則第25条第4項に規定する最終試験は博士論文を中心とし、これに関連する事項について、筆記又は口述により行う。

- 2 前項の最終試験は、前条第1項の審査委員に関連科目の教員を加えて行う。

（認定試験）

第22条 第17条第2項に規定する認定試験は、当該論文を中心として、これに関連する事項について筆記又は口述により行う。ただし、学長が学歴、業績等により学位申請者の学力の確認を行い得ると認めるときは、認定試験の全部又は一部を省略することができる。

（審査期間）

第23条 博士論文の審査及び最終試験は、在学期間内に終了するものとする。

- 2 第17条第2項の規定にかかる博士論文の審査及び認定試験は、当該論文を受理した日から

1年以内に終了するものとする。

- 3 前2項の規定に関わらず、第17条第1項及び第2項の規定にかかる博士論文の審査及び最終試験又は認定試験は、研究科会議が特別の理由があると認めるときは、審査期間を延長することができる。

(審査委員の報告)

第24条 審査委員は、博士論文の審査及び最終試験又は認定試験を終了したときは、すみやかにその結果をまとめ、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(授与の決定)

第25条 学長は、前条の報告に基づき、研究科会議の議を経て、博士の学位の授与を決定する。

(学位の授与)

第26条 学長は、前条の決定に基づき、課程博士合格者には別紙様式7及び別紙様式8、論文博士合格者には別紙様式9及び別紙様式10による学位記を授与する。

(博士論文の要旨等の公表)

第27条 学長は博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士学位の授与にかかる論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第28条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定に関わらず、博士の学位を授与されたもので、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文にかえてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、学長の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

- 4 前2項の規定により学位論文を公表するときは、神戸市外国語大学審査学位論文(博士)である旨を明記するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第29条 学長は、博士の学位を授与したときは、別紙様式13の博士学位簿に登録するとともに、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(種類)

第30条 本学において授与する博士の学位については、付記する専攻分野の名称は別表3のとおりとする。

第4章 雑則

(学位の名称使用)

第31条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に「(神戸市外国語大学)」又は「(神戸市外国語大学大学院)」と付記するものとする。

(学位の取消)

第32条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を授与された事実が判明したとき又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士号に関しては教授会、修士号及び博士号に関しては研究科会議の議を経てその学位を取消し、学位記を返還させることができる。

(雑則)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は2023年4月1日から施行する
- 2 神戸市外国語大学学位規程(2007年4月規程第54号)は、廃止する。

[別表1] (第5条関係) 学士の学位に付記する専攻分野の名称

学 部	学 科	学位に付記する 専攻分野の名称	学位に付記する 専攻分野の名称 (英語表記)
外 国 語 学 部	英 米 学 科	外 国 学	Foreign Studies
	ロ シ ア 学 科		
	中 国 学 科		
	イ ス パ ニ ア 学 科		
	国 際 関 係 学 科	国 際 関 係 学	International Relations
外 国 語 学 部 第 2 部	英 米 学 科	外 国 学	Foreign Studies

[別表2] (第16条関係) 修士の学位に付記する専攻分野の名称

専攻課程	学位に付記する専攻分野の名称	学位に付記する専攻分野の名称 (英語表記)
英語学専攻	文学	Literature
ロシア語学専攻		
中国語学専攻		
イスパニア語学専攻		
日本アジア言語文化専攻		
国際関係学専攻	国際関係学	International Relations
英語教育学専攻	英語教育学	English Language Education

[別表3] (第30条関係) 博士の学位に付記する専攻分野の名称

専攻課程	学位に付記する専攻分野の名称	学位に付記する専攻分野の名称 (英語表記)
文化交流専攻	文学	Literature
	国際関係学	International Relations
	学術	Philosophy

[別紙様式1] (第4条関係)

第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学外国語学部〇〇〇〇学科所定の課程を修め 本学を卒業
したので学士(〇〇〇〇)の学位を授与する

年 月 日

神戸市外国語大学長 氏 名 印

[別紙様式2] (第4条関係)

Kobe City University of Foreign Studies
confers upon

[学生氏名]

the degree of Bachelor of Arts in [学位分野名]
in recognition of having successfully completed
the required course of study
in [学科]
in the Faculty of Foreign Studies
on [卒業日付]
in the year [卒業年].

[学長署名]
[学長名]
President

[別紙様式3] (第15条関係)

第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院外国語学研究科〇〇専攻の修士課程において所定の
単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので
修士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

神戸市外国語大学長 氏 名 印

[別紙様式4] (第15条関係)

Kobe City University of Foreign Studies
confers upon

[学生氏名]

the degree of Master of Arts in [学位分野名]
in recognition of having completed the course of study, submitted the master's thesis,
and fulfilled all the requirements in the master's program
in [専攻名]
of the Graduate School of Foreign Studies
on [卒業日付]
in the year [卒業年].

[学長署名]
[学長名]
President

〔別紙様式5〕（第15条関係）

第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院外国語学研究科〇〇専攻の修士課程において所定の
単位を修得し学位審査に合格したので修士（〇〇）の学位を
授与する

年 月 日

神戸市外国語大学長 氏 名 印

〔別紙様式6〕（第15条関係）

Kobe City University of Foreign Studies
confers upon

〔学生氏名〕

the degree of Master of Arts in 〔学位分野名〕
in recognition of having completed the course of study
and fulfilled all the requirements in the master's program
in 〔専攻名〕
of the Graduate School of Foreign Studies
on 〔卒業日付〕
in the year 〔卒業年〕.

〔学長署名〕
〔学長名〕
President

〔別紙様式7〕（第26条関係）
第17条第1項により学位を授与する場合

甲第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院外国語学研究科文化交流専攻の博士課程において
所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格
したので博士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

神戸市外国語大学長 氏 名 印

〔別紙様式8〕（第26条関係）

Kobe City University of Foreign Studies
confers upon

〔学生氏名〕

the degree of Doctor of Philosophy in 〔学位分野名〕
in recognition of having completed the course of study,
submitted the doctoral dissertation,
and fulfilled all the requirements
in the doctoral program of the Cultural Interaction Division
of the Graduate School of Foreign Studies
on 〔卒業日付〕
in the year 〔卒業年〕.

〔学長署名〕
〔学長名〕
President

〔別紙様式9〕（第26条関係）
第17条第2項により学位を授与する場合

乙第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日 生

本学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので
博士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

神戸市外国語大学長 氏 名 印

〔別紙様式10〕（第26条関係）

Kobe City University of Foreign Studies
confers upon

[学生氏名]

the degree of Doctor of Philosophy in [学位分野名]
in recognition of having submitted the doctoral dissertation
and fulfilled all the requirements
on [卒業日付]
in the year [卒業年].

[学長署名]
[学長名]
President

〔別紙様式11〕（第17条第1項関係）

年 月 日

神戸市外国語大学長 様

専 攻 _____
入 学 年 度 _____ 年 度
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____ 印

学位論文審査申請書

神戸市外国語大学学位規則第17条第1項の規定により
学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添え、
博士(〇〇)の論文審査を申請いたします。

博士論文題名

〔別紙様式12〕（第17条第2項関係）

年 月 日

神戸市外国語大学長 様

氏 名 _____ 印

学位授与申請書

神戸市外国語大学学位規則第17条第2項の規定により
学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添え、
博士(〇〇)の学位授与を申請いたします。

博士論文題名
